

社会福祉法人みやび会役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人みやび会(以下「法人」という。)定款第九条及び二三条の規定に基づき役員及び評議員等の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。又評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員会委員をいう。

(理事会及び評議員会等への出席報酬)

第三条 役員及び評議員等が理事会・評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したとき、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員等の報酬)

第四条 理事長が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員等が、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第五条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第六条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、旅費等(実費弁償)を支給することができる。

(適用除外)

第七条 事業の職員を兼務する役員及び評議員等は、この規程は適用しない。

(改正)

第八条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

別表 1 (第三条関係)

名 称	報 酬
理事会出席報酬(所得税)	5,568円(568円)
評議員会等出席報酬(所得税)	5,568円(568円)

別表 2 (第四条及び第五条関係)

名 称	報 酬
理事長業務報酬(所得税)	5,568円(568円)
理事及び評議員等業務報酬(所得税)	5,568円(568円)
監事監査指導報酬(所得税)	5,568円(568円)

※ 報酬額は、所得税を含む額とする。又、源泉徴収税額表の甲欄を使用し税制等の変更に従うこととする。